

岩手県告示第310号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年6月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 登録年月日及び登録番号

(1) 登録年月日 平成14年10月16日

(2) 登録番号 15

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 特定非営利活動法人エイサック

(2) 代表者の氏名 会長 寺澤 政彦

(3) 主たる事務所の所在地 盛岡市前九年三丁目3番17号

3 変更の内容 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類の抹消

農産物検査員の氏名	農産物の種類	備考	変更年月日
佐々木 尚人	玄米	国内産農産物に限る。	令和5年5月11日